

予算決算委員会総務分科会 会議録

- 1 期 日 令和6年6月21日（金）
- 2 会 議 場 全員協議会室
- 3 開会時刻 午前10時37分
- 4 閉会時刻 午前11時10分
- 5 出 席 者
【議会】
主 査 藤原 正光 副主査 石川 紀子
委 員 嶺岡 慎悟 委 員 鈴木 久裕
委 員 二村 禮一 委 員 草賀 章吉
【当局】
担当部課長
【事務局】
議事調査係長
傍聴者等 あり
- 6 議 題
審査事項
 - ・ 議案第53号 令和6年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
歳入歳出中 所管部分
 - 第2条 地方債の補正
 - ・ 議案第54号 市長等の給料の特例に関する条例の制定について
 - ・ 議案第56号 掛川市税条例の一部改正について
 - ・ 議案第57号 掛川市都市計画税条例の一部改正について
- 7 会議の概要 別紙のとおり
- 8 署 名 掛川市議会予算決算委員会主査 藤原 正光

令和6年6月21日

以上のとおり、報告します。

掛川市議会議長 山本 裕三 様

議 事 録

午前10時37分 開議

○主査（藤原正光） ただいまから予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

当分科会に送付されました議案は、分割送付されました議案第53号、令和6年度掛川市一般会計補正予算（第2号）をはじめとして、計4件であります。よろしく御審査お願いいたします。

初めに、当局から説明資料の配付について申出があり、許可をいたしましたので、お手元に配付してあります。

次に、発言の際には挙手の上、主査の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れてから発言するようお願いいたします。また、質疑においては、まず議案等のページ及び款・項・目等を示し、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いするとともに、一問一答方式をお願いいたします。

なお、議案に関係のない質疑や意見は静止することがありますので、御承知おきください。

以上、事務連絡といたします。

それでは、審査に入ります。

議案第53号、令和6年度掛川市一般会計補正予算（第2号）、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入歳出中、所管部分、第2条地方債の補正を議題といたします。

それでは、財政課の説明をお願いします。

〔財政課説明〕

○主査（藤原正光） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

それでは、続いて、人事課の説明をお願いいたします。

〔人事課説明〕

○主査（藤原正光） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いいたします。

○委員（嶺岡慎悟） 一応確認ですので、説明資料の2番の人事課の児童手当のほうは職員のみということですね。

○人事課長（石田梨江子） はい、そのとおりで、職員のみです。

○委員（鈴木久裕） システム改修にどれぐらいかかるんですか。

○人事課長（石田梨江子） いただいている見積りから13.5日ですね、すみません、1日となっております。以上です。

○委員（鈴木久裕） つまりこれは1日の人工ですと十二、三ぐらい。ただ人工だけじゃなくて、仮設費とか何とかいろいろ入ってくるもので、諸経費とか、そういうことですかね。

○人事課長（石田梨江子） はい、おっしゃるとおりです。人工だけではなく、拡充のためのパソコンに対応する、あと、パッケージを導入するそういった費用も含めての人工となります。

○委員（鈴木久裕） 今この1人工とエンジニア、どのぐらいかかるんですか。

○主査（藤原正光） 石田課長。

○人事課長（石田梨江子） 現在は見積りをいただいている段階ですので、実金額とは離れるかもしれませんが、1人工、見積りでは6万5,000円です。

○主査（藤原正光） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をしていきたいと思いますが、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

○委員（鈴木久裕） 6万5,000円といたら内製するものなかなか難しいし、難しい問題だけでもしようがないですね。

○主査（藤原正光） 鈴木委員のほうから6万5,000円を内製するのは難しいということではないかという御意見をいただきました。やむを得ないということで御意見をいただきましたが、その御意見に対して何か御意見ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） よろしいですか。

では、鈴木委員のやむを得ないところを委員会のほうに報告をさせていただきます。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第53号については、原案は妥当ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（藤原正光） それでは、原案は妥当とすることに決定をしました。

次に、議案第54号、市長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、人事課の説明をお願いいたします。

〔人事課説明〕

○主査（藤原正光） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いします。よろしいですか。

○委員（鈴木久裕） 参考で、ちょっとこの条例にあれか分かりませんが、何か別に寄附があるとかないとかと聞いていたのはどうなったか、分かれば教えてください。

○人事課長（石田梨江子） 4月15日付ですけれども、この3月28日の答申の後、元市長の松井三郎様から200万円という金額を納付するという旨の御連絡がございました。

以上です。

○委員（草賀章吉） 連絡があったことは聞きましたけれども、入金されたんですか。

○総務部長（都築良樹） お金の納入時期なんですけれども、7月ということで御本人から申出があったというように聞いています。

○主査（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をしていきたいと思いますが、御意見ありますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（藤原正光） それでは、討論を終了させていただきます。

それでは、分科会としての意思を決めていきたいと思えます。

議案第54号については、原案は妥当ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（藤原正光） 原案は妥当とすることに決定しました。

人事課の皆さん、ありがとうございます。

それでは、次に、議案56号、掛川市税条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、市税課の説明をお願いいたします。

〔市税課説明〕

○主査（藤原正光） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いします。

○委員（鈴木久裕） このわがまち特例というのが出てきた背景とかを教えてください。

○資産税課長（榛葉浩介） 資産税課の榛葉です。

内容が固定資産税に関する条例になりますので、資産税課から説明させていただきたいと思えます。

わがまち特例につきましては、基本的には国の政策のもと、特に市でその内容について政策的に

進めていくということがある場合に、国で参酌基準というのを定めてありますけれども、市の条例で特例割合を決めることができるという制度になっております。

○委員（鈴木久裕） このほかにも特例対象となる資産とかがあるんですかね。

○市税課長（鈴木千里） このほかにも条例で制定しているものがあります。

○委員（鈴木久裕） 掛川市でこの 2つの状況としてはどんなようなものがあるかということと、その中でなぜこの 2つを選んで制定するようになったか、その辺の経緯を教えてください。

○市税課長（鈴木千里） このほかにも地方税法で条例で定めると規定され、掛川市に該当するものについては、既に条例で定めております。今回この 2つについては地方税法の改正があり、新たに追加するものに規定をしているものです。

○委員（鈴木久裕） そうすると、ほとんどの自治体と同じように利用しているようなものですかね。

○市税課長（鈴木千里） 各自治体の実情に合わせて、例えば今回の一体型滞在快適性等向上事業については、該当しない市町村は条例に規定しない自治体もあると思います。そのほかのものについても各自治体で該当する施設等があれば条例に規定していると思います。

○委員（二村禮一） 土地の価格の下落の修正ですけれども、先ほど課長の説明だと、著しく均衡を失うと。どれぐらいのことを言うんですか。

○資産税課長（榛葉浩介） どれぐらいというのは難しいところではあるのですが、1年間の土地の下落状況を不動産鑑定士の方に委託しまして、市内全体の土地の下落状況を把握した上で、下落しているところに関しては、下落分を土地の評価額に反映させていくことになります。どれぐらいということに関しては、ある一定の下落の割合を満たしてないと、修正をかけないかということ、そうではなくて、下落している分については評価額に反映させております。

○委員（鈴木久裕） この一体型滞在快適性等向上事業は、都市政策課のほうで進めているウォークابلと関連してということ考えていますか。

○市税課長（鈴木千里） 都市政策課で実施しているウォークابل推進都市に関連した事業で、この制度を活用した場合には適用されます。

○委員（草賀章吉） 今の 2つとも事例が実際にはあるのかないのかね。これからはやればそういう事業の対象になるということなんですけれども、現実にはあるんですか。

○資産税課長（榛葉浩介） 現時点では該当するものはありません。

○委員（嶺岡慎悟） ちょっと細かいところになるかもしれないですけれども、認定長期優良住宅の特例の関係なんですけれども、ここを見ていって、そもそも市が認定通知書を出しているわけな

ので、直接これをわざわざこういう改正とかいろいろやりますけれども、国の話なのかもしれないですけれども、行政の中でも別にこういう手続きもなしでそもそもできなかったのかというようにも思うんですけれども、そのあたりってあるんでしょうか。資産税課のほうに情報が、行政の中でやれるというようなことができないのかというような話なんですけれども。

○資産税課長（榛葉浩介） 制度上、そのようになったということになるものですから、手続きのつとって行いうということになるろうかと思います。ただ、今回の改正は認定長期優良住宅の分譲マンションということになるのですが、現在のところ掛川市にある分譲マンションに関しては、該当するものはないと認識しています。ちょっと調べてみたのですが、全国的にも該当する分譲マンションは少ないということですので、どちらかというところからこの話になるのかなというふうに思います。

○主査（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、委員間討議をしていきたいと思いますが、御意見ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、討議を終結します。

それでは、分科会としての意思を決めていきたいと思います。

議案第56号については、原案は妥当ということによろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○主査（藤原正光） それでは、原案は妥当とすることに決定しました。

市税課の皆さん、ありがとうございました。

それでは、次に、議案第57号、掛川市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、資産税課の説明をお願いいたします。

〔資産税課説明〕

○主査（藤原正光） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いいたします。

○委員（嶺岡慎悟） これは掛川市で対象になるウォークブルの補助金のことだと思いますけれども、どういうのが考えられ、駅前のところどころか具体的に対象になりそうなのかちょっとお聞きできれば。

○資産税課長（榛葉浩介） 現状ではまだ対象となるものはありません。まず、どういったものが該当するかといいますと、広場や通路等のオープンスペース化した部分の民間の方が持っている土

地、建物でというと、1階部分をオープン化し誰もがそこに集えるような施設、そうしたものが対象になるということになるのですが、ただ、税の優遇措置につきましても、まず都市再生整備計画の位置づけが必要になります。そこからがスタートということになりますので、まだそこまで掛川市としては至っていないということですので、現状こうした特例に該当する土地、施設についてはないというような状況であります。

○委員（鈴木久裕） 今のちょっと関連ですけれども、例えばセットバックしたというか、その場合にセットバックした部分の面積の2分の1、そういうことでいいですかね。まだ事例もないのにちょっと恐縮ですけれども。

○資産税課長（榛葉浩介） セットバックという言葉が当てはまるのかどうか分かりませんが、道路部分に見えるけれども、所有者で見ると公共部分と個人の部分があるということで、個人の部分の本来かかるべき固定資産税の課税標準を2分の1にするということになります。

○委員（鈴木久裕） その敷地全体じゃなくて、セットバックした部分を公共で使ってねという部分についてのみという解釈でいいんですか。

○総務部長（都築良樹） お見込みのとおりで、官民一体として整備した部分が減免の対象となります。

○委員（鈴木久裕） 例えばだけれども、今駅通りの北側なんかはセットバックしているけれども、取得がもう随分前なので、適用にはならず、今後はああいうものができたら、そこは減免していく、そんなイメージでいいですかね。

○資産税課長（榛葉浩介） はい、そのようになると思います。まず整備計画というのがあるので、そうした手続にのっとった上でということになるかと思います。

○主査（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、委員間討議をしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。御意見ありますか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、討議を終了いたします。

それでは、分科会としての意思を決めていきたいといふふうに思います。

議案第57号については、原案は妥当ということでよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（藤原正光） それでは、原案は妥当とすることに決定しました。

それでは、以上で予算決算委員会総務分科会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前11時10分 散会